

共和暦6年フリメールのフランス抵当法草案の起草 (2)

香山, 高広
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/4845509>

出版情報 : 法政研究. 89 (2), pp.91-123, 2022-10-13. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

共和暦6年フリメールのフランス抵当法草案の起草(2)

香山高広

目次

第1章 はじめに

第2章 ベルジエ草案の起草

第1節 《委員会》の設置(以上、『法政研究』第89巻第1号)

第2節 レアル諸案の起草(以上、本号)

第3節 新委員の選出

第4節 共和暦6年ヴァンデミエール9日法の成立

第5節 ベルジエ草案の完成

第3章 むすび

第2章 ベルジエ草案の起草

第2節 レアル諸案の起草⁽¹⁴⁹⁾

26 ベルジエ草案以前において、レアルが《委員会》を代表して複数の草案(本稿においては、これを「レアル諸案」という。)を五百人会に提出している。レア

(149) レアル諸案のうち、レアル乙案(⇒47)の審議に至るまでの経緯と、審議の過程については、香山「構想」8-11頁において、簡単に触れている。しかし、香山「構想」の内容が簡単であること、補足すべき点が存在すること、若干の間違いがあり訂正の必要があること、レアル諸案のうちレアル乙案以外の決議案については言及を欠くこと等の理由で、レアル諸案完成の経緯等につき、本稿において、若干詳細に取り上げる。

ル諸案はレアル丙案（⇒62）として結実するが、本節は、完成したレアル丙案が印刷されるまでの経緯の概要を明らかにする。

（1） 1796年5月21日（共和暦4年プレリアル2日）から1796年8月10日（共和暦4年テルミドール23日）⁽¹⁵⁰⁾

27 《委員会》は、「レアル甲案」（⇒38）を完成させる。

（2） 1796年6月2日（共和暦4年プレリアル14日）⁽¹⁵¹⁾

28 五百人会において、レアルが、《委員会》を代表して、共和暦3年法の実施延期を提案する。⁽¹⁵²⁾ 実施延期の理由につき、レアルは次のように発言する。⁽¹⁵³⁾

「諸君は、新委員会に対して、抵当法典〔共和暦3年法〕を単純化し、かつ改良する方法につき、〔新〕委員会の見解を示すべきことを命じた。〔そこで、新委員会は、〕この重大な目的に従事しているところである。しかし、〔新〕委員会が、どれほど迅速に、その作業に従事しようとも、〔抵当〕法典に対する修正につき立法府が最終的な決定をするに先立ち、必然的に時間が必要であろう。

そうであるにもかかわらず、新抵当制度の導入のために共和暦4年ヴァントーズ19日法〔⇒17〕により示された〔共和暦4年〕メシドール1日〔1796年6月19日〕の期限が、〔直に〕到来する。

〔そこで、新〕委員会は、この期限を共和暦4年フリュクティドール1日〔1796年8月18日〕に延期する必要があると考えた。』

(150) レアル甲案の正確な完成日を明らかにすることはできなかった。もともと、《委員会》設置日は1796年5月21日（共和暦4年プレリアル2日）（⇒25）であるから、レアル甲案完成日は1796年5月21日以後になる。また、1796年8月10日（共和暦4年テルミドール23日）（⇒35）には完成しているのだから、レアル甲案完成日は1796年8月10日以前である。したがって、レアル甲案完成日は、1796年5月21日から1796年8月10日までの、いずれかの日になる。

(151) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, pp. 222 et s; *MU*, 18 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 218, p. 185.

(152) *MU*, 18 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 218, p. 185.

(153) *MU*, 18 prairial an 4.

レアルの提案に続き、ワードが「動議(motion)」を提出する。かれは、「抵当権を…滌除する方法についての[共和暦4年]ニヴォーズ21日法⁽¹⁵⁴⁾〔⇒13〕の実施を、等しく延長する」ことを提案する。⁽¹⁵⁵⁾

五百人会は、かれらの提案を採択し、それを決議(本稿においては、これを「共和暦4年プレリアル14日決議⁽¹⁵⁶⁾」⁽¹⁵⁷⁾という。)とする。なお、決議案の三度の朗読⁽¹⁵⁸⁾については、緊急と認められ、免除される。⁽¹⁵⁹⁾

全2条からなる、この決議は、次のように規定する。

「第1条 共和暦4年ヴァントーズ19日法に規定する[共和暦4年]メシドール1日の期限は、共和暦4年フリユクティドール1日に延期する。」

「第2条 共和暦4年ニヴォーズ21日法は、立法府が新抵当制度につき最終的に定めるまで、継続して実施する。」

(3) 1796年6月3日(共和暦4年プレリアル⁽¹⁶⁰⁾15日)

29 五百人会において、「書記(secrétaire)」が、共和暦4年プレリアル14日決議(⇒28)につき、「二度目の朗読」⁽¹⁶¹⁾をする。

朗読後、ウサンは、共和暦4年プレリアル14日決議に対する規定の追加を求め、「決議の新起草」案又は「新[決議]案」⁽¹⁶²⁾を提出する。

(154) 原文では「ニヴォーズ10日法」と記載されているが、これは明らかに「ニヴォーズ21日法」の誤りである。本稿は、修正した上で、引用した。

(155) *Journal des débats*, prairial an IV, N° 218, p. 185.

(156) 共和暦4年プレリアル14日決議の全文は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents* (prairial an IV, pp. 222 et s.) 及び *Moniteur universel* (18 prairial an 4.) に掲載されている。この決議に名称は付されていない。

(157) *MU*, 18 prairial an 4.

(158) 共和暦4年プレリアル14日決議となる決議案が存在したはずであるが、その決議案については、未見である。

(159) 共和暦4年プレリアル14日決議前文。

(160) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, pp. 235 et s; *MU*, 20 prairial an 4.

(161) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 235.

(162) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, pp. 235 et s.

ウサンが提出したとされる「決議の新起草」案又は「新[決議]案」については、未見で

「議員ら (On)」は、「すべてを [再] 検討し、かつ、新たな報告をするために、…委員会に差し戻す (renvoi) ⁽¹⁶³⁾ ことを求める」。そして、投票により、「この提案が…採択される⁽¹⁶⁴⁾」。

(4) 1796年6月6日 (共和暦4年プレリアル18日)⁽¹⁶⁵⁾

30 五百人会において、「ある議員 (un membre)⁽¹⁶⁶⁾」が、《委員会》を代表して、共和暦4年プレリアル14日決議 (⇒28) を修正した、「最終草案 (dernière rédaction)⁽¹⁶⁷⁾」(本稿においては、これを「共和暦4年プレリアル18日決議案」という。)を提出する⁽¹⁶⁸⁾。

「書記」が、「最終決議 [案] (dernière résolution)」(共和暦4年プレリアル18日決議案)の「二度目の朗読」⁽¹⁶⁹⁾をする。

五百人会は、共和暦4年プレリアル18日決議案を採択し、それを決議 (本稿においては、これを「共和暦4年プレリアル18日決議」⁽¹⁷⁰⁾という。)とする。なお、共和暦4年プレリアル18日決議案の三度の朗読については、緊急と認められ、免除される⁽¹⁷²⁾。

全4条からなる、この決議は、次のように規定する。

「第1条 共和暦4年ヴァントーズ19日法 (⇒17) に規定する [共和暦4年] メシドール1日 [1796年6月19日] の期限は、共和暦4年フリュクティドール1日 [1796年8月

ある。

(163) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 236.

「議員ら」の名前を明らかにすることはできなかった。

(164) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 236.

(165) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, pp. 300 et s; *MU*, 23 prairial an 4.

(166) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 300.

「ある議員」の名前を明らかにすることはできなかった。もっとも、リアルであると思われる (⇒28)。

(167) 共和暦4年プレリアル18日決議案については、未見である。

(168) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 300.

(169) *MU*, 23 prairial an 4.

(170) 共和暦4年プレリアル18日決議の全文は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents* (prairial an IV, pp. 300 et s.) に掲載されている。この決議に名称は付されていない。

(171) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 300.

(172) 共和暦4年プレリアル18日決議前文。

18日]に延期する。』

「第2条 共和暦4年ニヴォーズ21日法〔⇒13〕は、前項に定める時期まで、継続し
て実施する。⁽¹⁷³⁾」

「第3条 1771年王示が実施されている地域においては、裁可状は、旧抵当権保存吏
及び「共和暦3年」メシドール9日法により創設された新抵当権保存吏においてされた
故障申立 (oppositions) 又は登記の負担の限りで、押印することができる。」

「第4条 裁可状が確立していない地域においては、不動産取得者は、第1条に規定
する日まで遵守すべき法律及び慣習に従うか、又は取得契約書の寄託及び代価の弁済に
つき規定する「共和暦3年」メシドール9日法第105条⁽¹⁷⁴⁾に規定する義務を履行するかの
いずれかの方法により、抵当権を濫除することができる。」

31 五百人会において、ポム (André POMME)⁽¹⁷⁵⁾が、「抵当制度、とりわけ抵当
証券制度が植民地に適用される」ことを求める。ポムの提案を受けて、デュモラー
ルは、「植民地選出議員が委員会に加わることを要求する」⁽¹⁷⁶⁾。五百人会は、この提案
を採択した上で、ポムを《委員会》の委員として選出する。⁽¹⁷⁷⁾

(173) 註(68)参照。

(174) 共和暦3年法105条は、次のように規定する。

「第105条(抄訳) すべての任意的所有権移転 (expropriation volontaire) において、有償
であるか無償であるかを問わず、自己のためにその合意をした者は、次の各号の要件に該当
しなければ、奪われることのない所有者 (propriétaire incommutable) となることができない。

1 契約日から一箇月以内に、財産が所在する郡内の抵当権保存所に対して、通告
(notifier) をし、かつ、契約書謄本 (expédition de son contrat) の寄託 (déposer) を
すること。

2 前号の寄託から一箇月以内に、前主が負担した、前日付 (date antérieure) を有する、
すべての抵当権付債権…を弁済する (payer et acquitter) …こと。」

(175) Cf. Caratini, pp. 448 et s; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 14.

(176) *MU*, 23 prairial an 4.

(177) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 301.

(178) *MU*, 23 prairial an 4. Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV,
p. 301.

(179) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 301; *MU*, 23 prairial
an 4.

(5) 1796年6月7日(共和暦4年プレリアル19日)⁽¹⁸⁰⁾

32 共和暦4年プレリアル18日決議(⇒30)が、元老会に送付される。⁽¹⁸¹⁾

33 元老会において、共和暦4年プレリアル18日決議(⇒30)の審議がされる。

共和暦4年プレリアル18日決議が採択され、「新抵当法典導入のために定める期限を[共和暦4年]フリユクティドール1日[1796年8月18日]に延期する法律(Loi qui proroge jusqu'au 1^{er} fructidor le terme fixé pour l'introduction du nouveau régime hypothécaire)」⁽¹⁸²⁾(本稿においては、これを「共和暦4年プレリアル19日法」という。)として、成立する(共和暦4年プレリアル19日法の条文は共和暦4年プレリアル18日決議のそれと同一であるため、この法律の条文の引用は割愛する)⁽¹⁸³⁾。なお、共和暦4年プレリアル18日決議の三度の朗読は実施されない。⁽¹⁸⁴⁾

(6) 1796年6月12日(共和暦4年プレリアル24日)⁽¹⁸⁵⁾

34 五百人会において、カンバセレス(Jean-Jacques-Régis de CAMBACÉRÈS)⁽¹⁸⁶⁾が、法律分類委員会を代表して、「民法典草案(PROJET DE CODE CIVIL)」(本稿においては、これを「カンバセレス第3草案」⁽¹⁸⁷⁾という。)を提出する。⁽¹⁸⁸⁾

カンバセレス第3草案の「第3編 債務(LIVRE TROISIÈME. DES OBLIGATIONS.)」『第17章 抵当権(TITRE XVII. Des hypothèques.)』⁽¹⁸⁹⁾には、次のように記載されている。

(180) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, prairial an IV, pp. 157 et s.; *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 339; *MU*, 25 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 224, p. 273.

香山「構想」9頁参照。

(181) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, prairial an IV, p. 157; *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 339; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 224, p. 273.

(182) *Bulletin*, 2^e série, N° 52, n° 450. Cf. Duvergier, tome neuvième, pp. 108 et s.

(183) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, prairial an IV, p. 159; *MU*, 25 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 224, p. 273.

(184) 共和暦4年プレリアル19日法前文。

(185) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, pp. 425 et s.; *MU*, 30 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 228, p. 334.

香山「構想」9頁参照。

(186) Cf. Tulard, pp. 333 et s.; Caratini, pp. 146 et s.; *Dictionnaire des parlementaires*, t. I, pp. 557 et s.

(187) カンバセレス第3草案の全文は、註(191)の文書に掲載されている。

(188) *MU*, 30 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 228, p. 334.

(189) Fenet, t. I, pp. 325 et s.

「抵当権に関する立法 (La législation en cette matière) は、共和暦3年メシドール9日法及び共和暦4年ニヴォーズ21日法〔⇒13〕により、規定される。

本委員会 (Nous) は、本章において、これら二つの法律の各条を配置する。ただし、立法府は、共和暦4年フリメール26日〔1795年12月17日〕〔⇒8〕に、共和暦3年メシドール9日デクレ第1条、第255条、第264条、第268条及び第276条に規定する共和暦4年ニヴォーズ1日〔1795年12月22日〕の期限が共和暦4年ジェルミナル1日〔1796年3月21日〕に延期されること、第267条に規定する〔共和暦4年〕ヴァントーズ30日〔1796年3月20日〕の期限が抵当法典全体に関する委員会の新報告後のみ定められることを決定している。

この決定は、〔抵当〕法典を〔後日において〕変更させる。

したがって、委員会に要求された報告に基づき、法律が修正される (intervenir) ことを待たねばならない。」

このように、法律分類委員会は、《委員会》により修正された共和暦3年法をもって、カンパセレス第3草案の抵当権の章とする。⁽¹⁹⁰⁾⁽¹⁹¹⁾

(7) 1796年8月10日 (共和暦4年テルミドール23日)⁽¹⁹²⁾

35 五百人会において、リアルは、「新抵当法典 (le nouveau code hypothécaire)」(リアル甲案〔⇒38〕)の完成と報告準備の完了を告げた上で、それらについての印刷許可を求める。かれは次のように発言する。⁽¹⁹³⁾

(190) Halperin, p. 236.

(191) 五百人会の命令 (*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, prairial an IV, p. 426; *MU*, 30 prairial an 4; *Journal des débats*, prairial an IV, N° 228, p. 334.) により、カンパセレス第3草案とカンパセレスの「事前報告 (DISCOURS PRELIMINAIRE)」が印刷されたものが、以下の表題の文書である (Cf. *Journal des débats*, messidor an IV, N° 256, p. 360.)。

CORPS LÉGISLATIF. PROJET DE CODE CIVIL, PRÉSENTÉ AU CONSEIL DES CINQ-CENTS, Au nom de la commission de la classification des lois, PAR CAMBACÈRES, DÉPUTÉ PAR LE DÉPARTEMENT DE L'HÉRULT.

この文書においては、表題に続き、以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONALE. MESSIDOR, AN IV.

この文書の、ほぼ全体がFenet (t. 1, pp. 140 et s.) に掲載されているが、索引部分 (《TABLE DES MATIÈRES DU PROJET DE CODE CIVIL.》) は掲載にあたり、割愛されている。

(192) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, thermidor an IV, pp. 410 et s; *MU*, 2 fructidor an 4; *Journal des débats*, thermidor an IV, N° 286, p. 344 et N° 290, p. 404.

(193) *MU*, 2 fructidor an 4.

「委員会は、…早急に、議会の計画を果たした。

委員会の作業は終了した。委員会は、諸君に対して、報告をする準備ができています。

…

わたしは、新抵当法典と、…それに先立つ報告書につき、委員会が印刷することが認められることだけを要求する。」⁽¹⁹⁴⁾

36 五百人会において、レアルが、共和暦3年法の実施を延期する「決議案」(本稿においては、これを「共和暦4年テルミドール23日決議案」という。)を提出する。⁽¹⁹⁵⁾⁽¹⁹⁶⁾

ウサンは、五百人会を批判しつつ、「すべての期間につき、延期が[共和暦5年]ブリュメール1日[1796年10月22日]に定められる」ことを要求する。⁽¹⁹⁷⁾⁽¹⁹⁸⁾

五百人会は、これらの提案を採択し、それを決議(本稿においては、これを「共和暦4年テルミドール23日決議」という。)とする。⁽¹⁹⁹⁾⁽²⁰⁰⁾ なお、決議案の三度の朗読については、緊急と認められ、免除される。⁽²⁰¹⁾⁽²⁰²⁾

全2条からなる、この決議は、次のように規定する。

「第1条 抵当法典に関する共和暦4年プレリアル19日法 [⇒33] に規定する [共和

(194) 本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても記載はないが、実際に印刷される(⇒38)ので、《委員会》の要求に応じて、五百人会は、印刷を命じたことになる。

(195) 共和暦4年テルミドール23日決議案については、未見である。

共和暦4年テルミドール23日決議は延期日を共和暦5年ブリュメール1日(1796年10月22日)と定めるが、この日付がウサンが提案した日付を採用したものであるとすれば、この決議案に規定する延期日は、別日であったということになる。

(196) *Journal des débats*, thermidor an IV, N° 290, p. 404.

レアルが《委員会》を代表して提出したのかどうかについては、本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても記載がない。しかし、《委員会》の委員であるレアルが提出者であることに鑑みれば、《委員会》を代表して提出したものと思われる。

(197) *MU*, 2 fructidor an 4.

(198) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, thermidor an IV, pp. 410 et s.

(199) 共和暦4年テルミドール23日決議の全文は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents* (thermidor an IV, p. 411.) 及び *Journal des débats* (thermidor an IV, N° 290, p. 404.) に掲載されている。この決議に名称は付されていない。

(200) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, thermidor an IV, p. 411; *Journal des débats*, thermidor an IV, N° 286, p. 344 et N° 290, p. 404.

(201) 共和暦4年テルミドール23日決議となる、ウサンの提案を盛り込んだ決議案が存在したはずであるが、その決議案については、未見である。

(202) 共和暦4年テルミドール23日決議前文。

暦 4 年] フリュクティドール 1 日 [1796 年 8 月 18 日] の期限は、共和暦 5 年ブリュメール 1 日 [1796 年 10 月 22 日] に延期する。」

「第 2 条 前項に規定する共和暦 4 年プレリアル 19 日法は、前項に定める時期まで、⁽²⁰³⁾ 継続して実施する。」

(8) 1796 年 8 月 11 日 (共和暦 4 年テルミドール⁽²⁰⁴⁾ 24 日)

37 元老会において、共和暦 4 年テルミドール 23 日決議 (⇒36) の審議がされる。

多くの議員が決議の即刻採択を要求するが、デュボン・ド・ヌムールは、決議の⁽²⁰⁵⁾ 否決又は元老会における⁽²⁰⁶⁾ 委員会の設置と検討の、いずれかをすべきであることを求める。

元老会は、委員会設置の提案を拒絶する。⁽²⁰⁷⁾

共和暦 4 年テルミドール 23 日決議が採択され、「抵当法典につき、共和暦 4 年プレリアル 19 日法 [⇒33] に規定する [共和暦 4 年] フリュクティドール 1 日 [1796 年 8 月 18 日] の期限を、共和暦 5 年ブリュメール 1 日 [1796 年 10 月 22 日] に延期する法律 (Loi qui proroge jusqu'au 1.^{er} Brumaire prochain, le terme du 1.^{er} Fructidor, indiqué par la loi du 19 Prairial dernier, relative au code hypothécaire)⁽²⁰⁸⁾」(本稿におい

(203) 註 (68) 参照。

(204) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, thermidor an IV, pp. 258 et s; *MU*, 3 fructidor an 4; *Journal des débats*, thermidor an IV, N° 292, pp. 429 et s.

香山「構想」9 頁参照。

(205) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, thermidor an IV, p. 260; *MU*, 3 fructidor an 4; *Journal des débats*, thermidor an IV, N° 292, p. 430.

(206) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens* (thermidor an IV, p. 260.) においては「ある議員 [デュボン・ド・ヌムール] が、…それ [共和暦 4 年テルミドール 23 日決議] を検討するための委員会が設置される…ことを求める」と、*Moniteur universel* (3 fructidor an 4.) においては「わたし [デュボン・ド・ヌムール] は、…この提案 [共和暦 4 年テルミドール 23 日決議] が委員会の検討に差し戻されることを求める」と、*Journal des débats* (thermidor an IV, N° 292, p. 430.) においては「デュボン [ド・ヌムール] は、…決議 [共和暦 4 年テルミドール 23 日決議] が委員会に差し戻されることを求める」と、それぞれ記載されている。これは、デュボン・ド・ヌムールが、元老会に委員会を設置した上で、その委員会で共和暦 4 年テルミドール 23 日決議が検討されるべきことを求めたことを意味するものと思われる。

(207) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, thermidor an IV, p. 260.

(208) *Bulletin*, 2^e série, N° 68, n° 612. Cf. Duvergier, tome neuvième, p. 141.

ては、これを「共和暦4年テルミドール24日法」という。)として、成立する(共和暦4年テルミドール24日法の条文は共和暦4年テルミドール23日決議のそれと同一であるため、この法律の条文の引用は割愛する⁽²⁰⁹⁾)。なお、共和暦4年テルミドール23日決議⁽²¹⁰⁾の三度の朗読は実施されない⁽²¹¹⁾。

(9) 1796年8月18日(共和暦4年フリュクティドール1日)から1796年9月5日(共和暦4年フリュクティドール19日)⁽²¹¹⁾

38 次の表題の文書が印刷される。⁽²¹²⁾⁽²¹³⁾⁽²¹⁴⁾⁽²¹⁵⁾

CORPS LÉGISLATIF. PROJET DE LOI SUR LE CODE HYPOTHÉCAIRE ET LE CRÉDIT CÉDULAIRE, PRÉSENTÉ AU CONSEIL DES CINQ- CENTS, Au nom de la Commission chargée de simplifier et améliorer le code hypothécaire décrété le 9 messidor an III de la République française, PAR RÉAL, DÉPUTÉ PAR LE DÉPARTEMENT DE L'ISÈRE.

この文書には、「レアルによる事前言説(DISCOURS PRÉLIMINAIRE, PAR

(209) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens, thermidor an IV, p. 260; MU, 3 fructidor an 4; Journal des débats, thermidor an IV, N° 292, p. 430.*

(210) 共和暦4年テルミドール24日法前文。

(211) レアル甲案が掲載された、本文記載の文書(以下「レアル甲案掲載文書」という。)の正確な印刷日を明らかにすることはできなかった。もっとも、この文書は「共和暦4年フリュクティドール」(1796年8月18日から1796年9月16日)に印刷されたものである(註(215)参照)から、レアル甲案掲載文書印刷日は、共和暦4年フリュクティドールの初日である1796年8月18日から、共和暦4年フリュクティドールの最終日である1796年9月16日までの、いずれかの日になる。もっとも、1796年9月5日(共和暦4年フリュクティドール19日)にレアルはレアル甲案の印刷及び配布の完了を告げている(⇒39)ので、レアル甲案掲載文書は1796年9月5日には印刷済である。したがって、レアル甲案掲載文書印刷日は、実際には、1796年8月18日から1796年9月5日までの、いずれかの日になる。

(212) *Projet de loi par Réal.*

(213) Cf. *Journal des débats, fructidor an IV, N° 308, p. 208.*

(214) 香山「構想」においても、執筆にさいして、レアル甲案掲載文書を用いているが、そのさいに入手して用いた文書は、「レアルによる事前言説」のみが掲載された、不完全なものであった。本文で触れる二つの法律案が掲載された完全な文書の存在を知ったのは、脱稿後である。レアル甲案の内容については、改めて、別稿で検討する。

(215) この文書においては、表題に続き、以下の記載がある。

A PARIS, DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. FRUCTIDOR, AN IV.

(216) RÉAL.)」, 全220条からなる「抵当法典に関する法律案 (PROJET DE LOI SUR LE CODE HYPOTHÉCAIRE.)」及び全6条からなる「土地申告に関する法律 [案] (LOI Sur les déclarations fonsières.)」⁽²¹⁷⁾が掲載されているが、これは、1796年8月10日(共和暦4年テルミドール23日)(⇒35)の五百人会においてレアルが印刷を求めた、「新抵当法典と、…それに先立つ報告書」である(本稿においては、この「抵当法典に関する法律案」を「レアル甲案」⁽²¹⁸⁾という。)

(216) *Projet de loi par Réal*, pp. iii et s.

(217) *Projet de loi par Réal*, pp. 1 et s.

(218) *Projet de loi par Réal*, pp. 43 et s.

(219) レアル甲案の目次は以下である。

第1章 [章名なし]

第1節 抵当権に関する原則(第1条-第9条)

第2節 抵当財産(第10条・第11条)

第3節 抵当権設定者 (personnes sur les biens desquelles l'hypothèque peut être acquise) (第12条・第13条)

第4節 先取特権 (hypothèques privilégiées) (第14条-第16条)

第5節 抵当権の順位 (rang et ...ordre) (第17条-第20条)

第6節 抵当権の消滅(第21条)

第7節 支払能力の確認(第22条)

第2章 [章名なし]

第1節 抵当権保存方法(第23条-第45条)

第2節 不確定抵当権 (hypothèques indéfinies) (第46条-第54条)

第3節 登記の抹消(第55条・第56条)

第4節 土地 (biens territoriaux) 返還請求(第57条・第58条)

第5節 不動産の任意的所有権移転及び抵当権濫除方法(第59条-第73条)

第6節 強制的所有権移転

第1款 追行 (poursuite) (第74条-第104条)

第2款 競売の効果(第105条-第110条)

第7節 順位配当 (ordres) 及び代価の分配(第111条-第130条)

第8節 副順位配当債権者 (créanciers en sous-ordre) に対する代価の分配(第131条-第132条)

第9節 抵当権保存所

第1款 包括抵当権保存所 (bureau de la conservation générale) (第133条-第140条)

第2款 特別抵当権保存所 (bureaux particuliers de la conservation) (第141条-第160条)

第10節 状況及び経過規定 (dispositions circonstancielles et transitoires) (第161条-第174条)

第11節 旧抵当制度の停止 (cessation) (第175条)

第3章 [章名なし]

[単独節] 証券信用 (crédit cédulaire)

第1款 証券化 (cédulisation) に関する原則(第176条-第178条)

第2款 証券信用の割合 (quotité) (第179条-第181条)

この文書の完成時の《委員会》の委員は、ドーベルメニル、デュモラール、レアル、エシャセリオ、トルイユ及びポムである。⁽²²⁰⁾

(10) 1796年9月5日（共和暦4年フリユクティドール19日）⁽²²¹⁾

39 五百人会において、レアルが、「*抵当法典に関する決議案 (le projet de résolution relatif au code hypothécaire)*」(レアル甲案〔⇒38〕)の印刷及び配布が終了したことを告げた上で、五百人会に対して審議入りを求める。⁽²²²⁾

デルヴィル (Jean- François Philippe- DELLEVILLE) の発言の後、五百人会は「*即刻の (incessamment)*」審議入りを決定する。⁽²²³⁾⁽²²⁴⁾⁽²²⁵⁾

五百人会は、「ある議員の提案に基づき、*抵当法典の審議を [共和暦4年] フリユクティドール21日 [1796年9月7日] に延期する*」。⁽²²⁶⁾

(11) 1796年9月20日（共和暦4年第四閏日）⁽²²⁷⁾

40 五百人会において、レアルは、五百人会が「*新抵当法典*」(レアル甲案〔⇒38〕)の朗読日を決定することを求める。⁽²²⁸⁾

第3款 抵当証券の交付 (délivrance) (第182条 - 第193条)

第4章 [章名なし]

[単独節] 不動産の価値の確認方法 (第194条 - 第211条)

第5章 [章名なし]

[単独節] 植民地についての規則 (articles réglmentaires) (第212条 - 第220条)

(220) *Projet de loi par Réal*, p. 45.

トルイユの名前は《TROUILHE》と記載されているが、正しくは《TROUILLE》である(⇒25)。

(221) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, fructidor an IV, p. 355; *MU*, 26 fructidor an 4.

(222) *MU*, 26 fructidor an 4.

(223) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 4, p. 618.

(224) *MU*, 26 fructidor an 4.

(225) *MU*, 26 fructidor an 4.

(226) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, fructidor an IV, p. 355.

「ある議員」の名前を明らかにすることはできなかった。

本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、1796年9月7日（共和暦4年フリユクティドール21日）の五百人会で、レアル甲案の審議がされた旨の記載はない（Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, fructidor an IV, pp. 395 et s.; *MU*, 27 fructidor an 4; *Journal des débats*, fructidor an IV, N° 315, pp. 308 et s.）。

(227) *Journal des débats*, fructidor an IV, N° 330, pp. 550 et s.

(228) *Journal des débats*, fructidor an IV, N° 330, p. 550.

デルヴィルが、「新抵当法典」の決議案につき、三度の朗読を要求し、五百人会は、この提案を採択する。⁽²²⁹⁾

(12) 1796年9月24日(共和暦5年ヴァンデミエール3日)⁽²³⁰⁾

41 五百人会において、「ある議員(un membre)」が、《委員会》を代表して、「抵当法典につき提出された決議案〔レアル甲案〕〔⇒38〕の最初の朗読」をする。⁽²³¹⁾

(13) 1796年10月5日(共和暦5年ヴァンデミエール14日)⁽²³²⁾

42 五百人会において、「ある議員(un membre)」が、《委員会》を代表して、「抵当法典及び証券信用に関する法律案〔レアル甲案〕〔⇒38〕の二度目の朗読」をする。⁽²³³⁾

(14) 1796年10月5日(共和暦5年ヴァンデミエール14日)から1796年11月15日(共和暦5年ブリュメール25日)⁽²³⁴⁾

(229) *Journal des débats*, fructidor an IV, N° 330, p. 551.

(230) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, vendémiaire an V, p. 27.

*Moniteur universel*及び*Journal des débats*においては、最初の朗読についての記載はない。レアル丙案(⇒63)前文においても、1796年9月24日(共和暦5年ヴァンデミエール3日)が最初の朗読日として記載されている(*Projet de résolution par Réal*, p. 11.) (香山「構想」23頁参照)。

(231) 「ある議員」の名前を明らかにすることはできなかった。

後述するように、*Moniteur universel* (11 frimaire an 5.) においては、1796年11月29日(共和暦5年フリメール9日)に、「レアルが三度目の朗読をした」と記載されている(註(260)参照)。したがって、「最初の朗読」についても、同様に、レアルがした可能性、つまり「ある議員」はレアルである可能性が高い。

(232) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, vendémiaire an V, p. 323.

レアル丙案(⇒63)前文においても、1796年10月5日(共和暦5年ヴァンデミエール14日)が二度目の朗読日として記載されている(*Projet de résolution par Réal*, p. 11.) (香山「構想」23頁参照)。

*Moniteur universel*においては、二度目の朗読についての記載はない。

Journal des débats (frimaire an V, N° 401, p. 115.) においては1796年11月28日(共和暦5年フリメール8日)が二度目の朗読日として記載されている。しかし、後述するように、この日は三度目の朗読日と思われる(⇒48)。

(233) 「ある議員」の名前を明らかにすることはできなかった。もっとも、前述したように、「ある議員」はレアルである可能性が高い(註(231)参照)。

(234) レアル乙案の正確な完成日を明らかにすることはできなかった。もっとも、1796年10月5日(共和暦5年ヴァンデミエール14日)(⇒42)に朗読されたものはレアル乙案でないので、レアル乙案完成日は、1796年10月5日以後になる。また、1796年11月15日(共和暦5年ブリュメール

43 《委員会》は、「リアル乙案」(⇒47)を完成させる。

(15) 1796年10月19日(共和暦5年ヴァンデミエール28日)⁽²³⁵⁾①

44 五百人会において、リアルが、《委員会》を代表して、共和暦3年法の実施を延期する「決議案」⁽²³⁶⁾を提出しつつ、次の提案をする。⁽²³⁷⁾⁽²³⁸⁾

「諸君は、新抵当法典〔共和暦3年法〕の実施を共和暦5年ブリュメール1日〔1796年10月22日〕に延期した〔⇒36〕。委員会(nous)は、この〔実施〕期限を修正する。しかし、立法府は、この法典に対してされるべき修正を、まだ終えていない。〔そこで、〕委員会は、諸君に対して、立法府が最終的に法律を制定する日まで、再度の期間延長を提案する。」

五百人会は、リアルの提案を採択し、それを決議(本稿においては、これを「共和暦5年ヴァンデミエール28日決議」とする)⁽²³⁹⁾とする。⁽²⁴⁰⁾なお、決議案の三度の朗読については、緊急と認められ、免除される。⁽²⁴¹⁾

全2条からなる、この決議は、次のように規定する。

「第1条 新抵当制度の導入につき、共和暦4年テルミドール24日法〔⇒37〕に規定する共和暦5年ブリュメール1日の期限は、最終的な形で〔共和暦3年〕メシドール9日法を修正する法律の公布まで、延期する。」

ル25日)(⇒47)には完成しているので、リアル乙案完成日は1796年11月15日以前である。したがって、リアル乙案完成日は、1796年10月5日から1796年11月15日までの、いずれかの日になる。

(235) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, vendémiaire an V, pp. 575 et s; *MU*, 2 brumaire an 5.

(236) この「決議案」については、未見である。

(237) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, vendémiaire an V, p. 575.

(238) *MU*, 2 brumaire an 5.

(239) 共和暦5年ヴァンデミエール28日決議の全文は、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents* (vendémiaire an V, p. 576.) 及び *Moniteur universel* (2 brumaire an 5.) に掲載されている。この決議に名称は付されていない。

(240) *MU*, 2 brumaire an 5.

(241) 共和暦5年ヴァンデミエール28日決議前文。

「第2条 この法律と同一目的に関する共和暦4年プレリアル19日法〔⇒33〕は、前項に定める時期まで、⁽²⁴²⁾継続して実施する。」

(16) 1796年10月19日(共和暦5年ヴァンデミエール28日)⁽²⁴³⁾②

45 共和暦5年ヴァンデミエール28日決議(⇒44)が、元老会に送付される。⁽²⁴⁴⁾

46 元老会において、共和暦5年ヴァンデミエール28日決議(⇒44)の審議がされる。

共和暦5年ヴァンデミエール28日決議が採択され、「新抵当法典導入のために定める期限の延期に関する法律(Loi portant prorogation du terme ci-devant fixé pour l'introduction du nouveau régime hypothécaire)」⁽²⁴⁵⁾(本稿においては、これを「共和暦5年ヴァンデミエール28日法」という。)として、成立する(共和暦5年ヴァンデミエール28日法の条文は共和暦5年ヴァンデミエール28日決議のそれと同一であるため、この法律の条文の引用は割愛する)⁽²⁴⁶⁾。なお、共和暦5年ヴァンデミエール28日決議の三度の朗読は実施され⁽²⁴⁷⁾ない。

(17) 1796年11月15日(共和暦5年ブリュメール25日)⁽²⁴⁸⁾⁽²⁴⁹⁾

(242) 註(68)参照。

(243) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an V, pp. 299 et s; *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, vendémiaire an V, p. 589; *MU*, 4 brumaire an 5; *Journal des débats*, vendémiaire an V, N° 363, p. 497.

香山「構想」9頁参照。

香山「構想」10頁註(15)は「*MU* du 2 brumaire an V」と記載するが、これは誤りである。本註をもって、これを訂正する。

(244) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an V, p. 299; *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, vendémiaire an V, p. 589; *MU*, 4 brumaire an 5; *Journal des débats*, vendémiaire an V, N° 363, p. 497.

(245) *Bulletin*, 2^e série, N° 84, n° 794. Cf. Duvergier, tome neuvième, p. 201.

(246) *Procès-verbal des séances du conseil des anciens*, vendémiaire an V, p. 300; *MU*, 4 brumaire an 5; *Journal des débats*, vendémiaire an V, N° 363, p. 497.

(247) 共和暦5年ヴァンデミエール28日法前文。

(248) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, brumaire an V, p. 525; *MU*, 29 brumaire an 5; *Journal des débats*, brumaire an V, N° 386, pp. 340 et s. et N° 387, pp. 353 et s.

*Moniteur universel*においては「レアルは抵当法典の新草案を提出する」とのみ記載されている(すなわち、報告についての記載はない)。しかし、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*においては、このことは明記されていないが、「抵当法典に関する委員会の報告者(rapporteur)」又は「五百人会は報告者の演説の印刷を命じる」と記載されており(傍点

は引用者による)、これは、この日に報告がされたことを前提とするものに、ほかならない。また、*Journal des débats* (brumaire an V, N° 386, p. 340.) においては、「リアルは、以下の演説 (discours) をした」と明確に記載されている。したがって、本稿は、本文で述べるように、この日を、リアルによる、リアル乙案の報告日とした。

香山「構想」は、リアルによる報告日を1796年12月31日(共和暦5年ニヴォーズ11日)と記載する(3頁, 9頁, 22頁)が、これは、*Moniteur universel*において、「ニヴォーズ11日審議」(13 nivôse an 5.) 又は「ニヴォーズ11日審議の続き」(14 nivôse an 5.) の箇所にリアルによる報告が掲載されていることを根拠とするものである(Cf. Cazenavette, p. 23.)。しかし、*Moniteur universel*においても、共和暦5年ニヴォーズ11日にリアルが報告をした旨の明確な記載はない。したがって、共和暦5年ニヴォーズ11日の箇所に報告が掲載されているにすぎない可能性もあり、*Moniteur universel*を根拠に、リアルによる報告日を共和暦5年ニヴォーズ11日と結論づけることはできない。そこで、本稿は、香山「構想」の記載を訂正し、本文で述べたように、リアルによる報告日を1796年11月15日(共和暦5年ブリュメール25日)とする。

Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents (nivôse an V, pp. 191 et s.) 及び *Journal des débats* (nivôse an V, N° 431, p. 107 et N° 432, pp. 116 et s.) のいずれにおいても、1796年12月31日にリアルが報告をした旨の記載はない。

- (249) ベルジエは、ベルジエ草案が掲載された文書(Bergier, séance du 24 brumaire an 6.) (以下「ベルジエ草案掲載文書」という。)(⇒89)において、次のように記載する(p. 3.) (傍点は引用者による)。

「証券信用の制度は、抵当法典とは、別の分野である。抵当法典は、何の都合もなく、証券信用の制度から切り離すことができる。わたしは、共和暦5年ブリュヴィオーズ11日の会議において、わたしが代弁者であるのと同じ委員を代表して、リアルが述べたことを、繰り返して述べる。そして、わたしは、証券信用の制度は、個別で、かつ徹底的な議論の対象とならねばならない (doit être l'objet d'une discussion particulière & approfondie) と述べる。」

ベルジエが指摘する「共和暦5年ブリュヴィオーズ11日 [1797年1月30日]」の五百人会において、リアルが発言をした旨の記載は、本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料にも存在しておらず(註(338)参照)、これは、「共和暦5年ニヴォーズ11日」の誤りであると思われる。実際、共和暦5年ニヴォーズ13日(1797年1月2日)付けの*Moniteur universel* (13 nivôse an 5.) の、「ニヴォーズ11日審議」の箇所において、リアルが次のような発言をしたことが記載されており、ベルジエが指摘するリアルの発言は、リアルの発言の、この部分を指すものと思われる(傍点は原文イタリック)。

「抵当法典は二つの部分に分割される。すなわち、抵当制度と、証券制度又は証券信用の部分である。〔改行〕この二つの対象 (objets) は明確に異なっている (distincts)。抵当制度は、絶対的に、証券信用から独立している。抵当制度は、証券信用をとまなうことなく存在することができ、かつ、それ単独において、完全なシステムを形成する。」

ベルジエの記載を信用するのであれば、リアルによる報告は共和暦5年ニヴォーズ11日にされたことになるが、本稿は、このような理解をしない(註(248)参照)ので、ベルジエは、ベルジエ草案掲載文書の作成において、*Moniteur universel*における日付の記載にしたがうという過ちと、日付の記載を間違えうという過ちの、二重の過ちを犯したことになる。

もっとも、リアル丙案が掲載された文書(以下「リアル丙案掲載文書」という。)(⇒63)の「事前考察 (OBSERVATIONS PRELIMINAIRES)」においては、次のように記載された箇所がある(*Projet de résolution par Réal*, p. 10.)。

「われわれは、ここにおいて、証券信用については、取り上げない。それは、絶対的に、抵当制度とは無関係な問題だからである。すなわち、その問題については、個別で、かつ徹底的な議論の対象とならねばならない (doit être l'objet d'une discussion particulière et approfondie)。」

47 五百人会において、「レアルが」、「⁽²⁵⁰⁾抵当法典につき」「発言を求め」、「それが認められる」。そして、レアルは、「⁽²⁵¹⁾抵当法典の新草案（un nouveau projet de code hypothécaire）を提出する」とともに、それにつき報告をする（本稿においては、この報告の対象となる「⁽²⁵⁴⁾抵当法典の新草案」を「⁽²⁵²⁾レアル乙案」という。）。

ベルジェが指摘するレアルの発言は、レアル丙案掲載文書の、この部分を指す可能性も考えられる。実際、ベルジェ草案掲載文書における「個別で、かつ徹底的な議論の対象とならねばならない」との記載箇所が、レアル丙案掲載文書の、この部分の一部転載であることは、明らかである。そうであるとすれば、ベルジェの言説どおりに「共和暦5年ブリュヴィオーズ11日」の五百人会でレアルが発言（レアル丙案を対象とする報告）をし、レアル丙案掲載文書の「事前考察」は、この日にされた発言を印刷したものである可能性も、ないわけではない（註（338）参照）。

(250) *Journal des débats*, brumaire an V, N° 386, p. 340.

(251) *MU*, 29 brumaire an 5.

レアルが「⁽²⁵¹⁾抵当法典の新草案を提出」したことについては、*Moniteur universel*に記事があるのみで、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*及び*Journal des débats*においては、そのことは記載されていない。

(252) *Journal des débats*, brumaire an V, N° 386, p. 340.

(253) 問題は、この日にレアルがした報告の内容である。*Journal des débats*に報告が記載されている（brumaire an V, N° 386, pp. 340 et s. et N° 387, pp. 353 et s.）が、その内容は、レアル甲案掲載文書に掲載された「レアルによる事前言説」と、ほぼ変わらない（脚註を含め、内容は同一。改行箇所等に若干の相違があるのみ）。しかし、レアル乙案（レアル乙案については未見である（註（254）参照））の内容はレアル甲案の内容と異なるはずであるから、この日にされた報告も、必然的に、レアル甲案掲載文書に掲載された「レアルによる事前言説」の内容とは異なるはずである。そうであるとすれば、共和暦5年ニヴォーズ13日及び14日付けの*Moniteur universel*（13 et 14 nivôse an 5.）に掲載された報告（その内容は、*Journal des débats*に掲載されたものと、若干異なる）が、この日の報告である可能性が高い。

(254) レアル乙案については、未見である。

レアル乙案につき、それが実際に印刷されたのかどうかを明らかにすることはできなかった。

(255) 未見である（註（254）参照）ため、レアル乙案の内容については不知であるが、レアルの言説等から、次の三点を指摘することができる。

① レアル乙案においては、レアル甲案39条、40条及び41条は修正されている可能性が高いということ。

レアル甲案39条、40条及び41条は、それぞれ、次のように規定する。

「第39条（抄訳）登記された一つ又は複数の抵当権保存所の郡内に所在する、債務者の財産が、債権の保証のために十分であるときは、債務者は、…抵当権の登記を削除又は縮減をすること（supprimer ou réduire）ができる。」

「第40条（抄訳）売却代価（capital ou prix venal）の4分の1〔に相当する金額〕が〔売却代価から〕抵当権〔により担保される債権額を控除した額を〕上回るとき…は、債務者の財産は、十分なものと推定する。」

「第41条（抄訳）一つ又は複数の抵当権保存所において申請された登記が前条の規定により決定された担保を提供しないときは、債権者は、…他の抵当権保存所に、登記の追加を請求することができる。」

1797年1月14日（共和暦5年ニヴォーズ25日）の五百人会（⇒58）において、レアルは、これらの条につき、次のように発言する（*MU*, 28 nivôse an 5.）。

「第39条、第40条及び第41条…の規定については、委員会自身が、草案印刷後に、すでに修正をしている（la commission elle-même a modifiés [sic] depuis l'impression du projet）。」

レアルは、ここで「委員会自身が、草案印刷後に、すでに修正をし」と発言しているが、「印刷」された「草案」はレアル甲案である（⇒38）から、1797年1月14日以前の、いずれかの時点において、これらの条を「委員会自身が、…修正」したことは、明らかである。そうであるとすれば、この修正は、レアル乙案においてされた修正であることを否定することができない。

なお、どのような修正がされたかについては、明らかではないが、この点につき、レアルは、同日の五百人会において、次のように発言する（*MU*, 28 nivôse an 5.）。

「これらの条につき委員会がした修正に基づけば、債権者は、債務者が財産を有する、すべての抵当権保存所において、際限なく自己の債権を登記させることができる。したがって、抵当権は、いわば、つねに包括抵当権のままなのである。」

ちなみに、レアル丙案（⇒63）においては、レアル甲案39条、40条及び41条に相当する規定は存在しない。

もっとも、これらの条の修正は、修正レアル乙案においてされた可能性も否定できない（註(305)参照）。

② 条数の変動は、それほどないと思われること。

レアル甲案の条数は220である（⇒38）が、レアル丙案の条数は54である（⇒63）。このように、レアル丙案の条数はレアル甲案の条数と比較してかなり少ないが、問題は、レアル乙案の条数は、レアル甲案に近いのか、それともレアル丙案に近いのかという点である。レアル丙案の条数が、レアル甲案の条数より少ないのは、レアル丙案が、レアル甲案に存在する、濫除に関する規定（59条から73条）、強制的所有権移転に関する規定（74条から132条）、抵当権保存所に関する規定（133条から160条）、抵当証券に関する規定（176条から193条）等を含まないからである（註(219)・(354)参照）。しかし、レアル乙案を対象とすると思われる報告（註(253)参照）は、これらについての言及を含むので、レアル乙案には、これらについての規定が存在していたものと思われる。したがって、条数の変動は、それほどないものと推測することができる。

なお、1797年1月4日（共和暦5年ニヴォーズ15日）（⇒54）の五百人会において、レアル乙案の「最初の八つの節」の条数が25であることが明らかとされている（註(297)参照）。レアル乙案の「最初の八つの節」は「もっぱら抵当制度に関する」部分（⇒54）であり、これは、レアル甲案第1章を修正した部分と思われるが、そうであるとすれば、レアル乙案の「もっぱら抵当制度に関する」部分は、レアル甲案より1節多く、条数も3条多い（レアル甲案第1章は七つの節からなり、条数は22である〔註(219)参照〕）ことになる。

③ 内容の修正は、それほどされていないこと。

レアルは、レアル丙案掲載文書に掲載された「事前考察」において、次のように記載する（*Projet de résolution par Réal*, p. 6.）。

「第一草案に対してされた修正は以上のようなものである。修正は、何よりもまず、条数の削減である。それ以外につき、変更はない。」

ここでレアルが言及する「第一草案」というのは、レアル甲案のことである。このことは、レアルが、「事前考察」の脚註において、レアル甲案掲載文書を引用していることから明らかである（*Projet de résolution par Réal*, p. 10, note (1).）。そして、かりにレアル丙案につき「条数の削減…以外」の「変更はない」のであれば、必然的に、レアル乙案についても、基本的に「条数…以外」の「変更はない」はずである。したがって、レアル甲案とレアル乙案の内容は、原則的には、それほど変わらないということになる。

(256) 決議案が差し替えられた場合においても、決議案の朗読につき、再び最初の朗読からする必

五百人会は「報告者〔リアル〕の演説の印刷を命じる⁽²⁵⁸⁾」。

(18) 1796年11月28日(共和暦5年フリメール8日)⁽²⁵⁹⁾

48 五百人会において、「ある議員(un membre)」が、《委員会》を代表して、「抵当法典に関する決議案〔リアル乙案〕〔⇒47〕の三度目の朗読」をする。

(19) 1796年12月13日(共和暦5年フリメール23日)⁽²⁶¹⁾

49 総裁政府は、五百人会に対する教書により、「新抵当制度」の成立を促す。

要はなかったようである。したがって、リアル甲案につきされた二度の朗読は、リアル乙案の朗読としても有効であり、もう一度朗読をしさえすれば、憲法上の要件は満たされていたものと思われる。このことは、《委員会》がリアル丙案(⇒63)を提出したさいに、その前文に朗読日としてリアル甲案及びリアル乙案につきされた朗読の日付を記載していることから、うかがい知ることができる。

(257) 香山「構想」は「リアルは、この報告〔リアル乙案を対象とする報告〕の直前に他の特別委員会…名義で、抵当権草案…を提出し」たとする(23頁)。そして、この「抵当権草案」の内容として、リアル丙案(⇒63)を紹介する。しかし、リアル丙案は、「報告の直前」ではなく、報告後に公表されたものである。本註をもって、これを訂正する。また、リアル諸案は、いずれも、共和暦4年プレリアル2日(1796年5月21日)に設置が決定された委員会と同一の委員会(⇒25)により完成させられたものである(すなわち、「他の特別委員会」ではない)。この点についても、本註をもって、これを訂正する。

(258) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, brumaire an V, p. 525.

五百人会の命令により、その報告が印刷されたはずの文書については、これを見いだすことができなかった。したがって、本稿執筆にあたり、それを参照することができなかった。

(259) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an V, p. 134.

Moniteur universel (11 frimaire an 5.) においては1796年11月29日(共和暦5年フリメール9日)が三度目の朗読日として記載されている。しかし、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents* (frimaire an V, pp. 139 et s.) 及び *Journal des débats* (frimaire an V, N° 401, pp. 116 et s.) のいずれにおいても、この日に朗読がされた旨の記載はない。また、*Journal des débats* (frimaire an V, N° 401, p. 115.) においては、1796年11月28日(共和暦5年フリメール8日)に、二度目の朗読がされた旨の記載がある(註(232)参照)。本稿は、三度目の朗読日につき、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*の記載にしたがった。

リアル丙案(⇒63)前文においても、1796年11月28日が三度目の朗読日として記載されている(*Projet de résolution par Réal*, p. 11.) (香山「構想」23頁参照)。

(260) 「ある議員」の名前を明らかにすることはできなかった。

ところで、*Moniteur universel* (11 frimaire an 5.) においては、「リアルが三度目の朗読をした」と記載されている。*Moniteur universel* において記載された三度目の朗読日と、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents* において記載された三度目の朗読日に齟齬がある(註(259)参照)ため、*Moniteur universel*の記載を根拠に、「ある議員」がリアルであると断言することはできないが、この議員はリアルである可能性が、きわめて高い。

(261) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an V, pp. 375 et s.

この教書には、次のように記載されている（抄訳）。

「総裁政府は、すでに共和暦4年ジェルミナル10日の教書（*précédent message du 10 germinal dernier*⁽²⁶²⁾）において、新抵当制度につき、見解を示すことの必要性を諸君に対して示しているが、この点についての配慮を、諸君に対して、さらに要請する。…抵当制度は、すべての財政的措置に直接的に関係するのと同時に、社会的取引における善意の回復、金銭利息の低下を、その重要な目的とするものに、ほかならない。そして、その不可欠な結果として、土地価格が上昇することになる。」

「所有権につき、それを必要ときに証券化（*céduler*）し、それを売却し、又は、それを目的とする抵当権付債権を完全に認識（*connaissance [sic] parfaite & absolue*）し、つつ取得する…能力が、競争の数を増加させるはずであることは、確実である。その結果、…国有地は、数多くの購入希望者（*encherisseurs*）を見出すことになり、この制度が完全に実施されさえすれば、その〔売却〕代価は、…上昇するはずである。」

「同じ原因と同じ結果は、すべての社会的取引につき、市民間においても同様に生じるが、類似の制度の必要性は、そのような制度が現時点において存在しないだけに、より強く感じられる。」

(20) 1796年12月15日（共和暦5年フリメール25日）⁽²⁶³⁾

50 五百人会は、《委員会》に対して、共和暦5年フリメール23日（1796年12月13日）の教書（⇒49）を送付する。

(21) 1796年12月29日（共和暦5年ニヴォーズ9日）⁽²⁶⁴⁾

51 五百人会において、ウサンは、「四ヶ月前から延期されたままの抵当法典に

(262) 「共和暦4年ジェルミナル8日〔1796年3月28日〕の教書」（⇒18）の誤りと思われる

(263) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, frimaire an V, p. 377.

(264) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 153; *MU*, 12 nivôse an V; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 431, pp. 99 et s.

関する議論が、[共和暦5年ニヴォーズ]11日(primidi prochain)[1796年12月31日]に開始される」ことを要求する。

五百人会は、ウサンの提案を採択する。

(22) 1796年12月31日(共和暦5年ニヴォーズ11日)

52 五百人会において、レアル乙案(⇒47)の審議がされる。

ジュルダン(André-Jhoseph JOURDAN)、レアル、ウサン、デュモラール、ルゼ等が発言をする。

(265) *Journal des débats*, nivôse an V, N° 431, p. 100.

(266) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 153; *MU*, 12 nivôse an V; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 431, p. 100.

(267) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, pp. 191 et s; *MU*, 13, 14 et 15 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 431, p. 107 et N° 432, pp. 116 et s.

香山「構想」9頁参照。

香山「構想」は、1796年12月31日(共和暦5年ニヴォーズ11日)にレアルによる決議案の報告がされたとするが、前述したように、本稿は、これを1796年11月15日(共和暦5年ブリュメール25日)(⇒47)に改めた(註(248)参照)。

(268) Cf. Tulard, p. 980; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, p. 436.

香山「構想」10-11頁註(20)参照。

(269) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, pp. 191 et s; *MU*, 14 et 15 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 432, p. 116.

ジュルダンの発言につき、香山「構想」9頁及び34頁註(102)参照。

(270) 五百人会の命令(*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 192; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 432, p. 116.)により、その発言が印刷されたものが、以下の表題の文書である(Cf. *Journal des débats*, nivôse an V, N° 439, p. 240.)。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ-CENTS. OPINION DE JOURDAN (des Bouches-du-Rhône), *SUR le Code Hypothécaire et Cédulaire*. Séance du 11 Nivôse, an V.

この文書の最終頁の末尾には、以下の記載がある。

DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Nivôse, an 5.

(271) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 192; *MU*, 15 nivôse an 5.

(272) *MU*, 15 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 432, pp. 116 et s.

(273) *MU*, 15 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 432, p. 117.

(274) *MU*, 15 nivôse an 5.

(275) 本文で「等」と記載したのは、*Journal des débats*に、《Huet》という人物の発言が掲載されているからである(nivôse an V, N° 432, p. 116.)。もっとも、《Huet》という名前の五百人会議員は存在しない。ユグ(Jacques-Antoine HUGUET)(Cf. Tulard, p. 897; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, p. 371.)のことであろうか。

(276) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*においては、「ある議員」(これはジュルダンのことである)と「委員会の報告者」(これはレアルのことである)以外に、「他の二人の発言者」(nivôse an V, p. 192.)が発言をしたと記載されているが、本文で述べたように、実

ジュルダンは、草案を批判しつつ、次の点を要求する。⁽²⁷⁷⁾

「わたしは、…民法典の当該部分に取り組むべきときまで、抵当法典の民事部分につき、その延期を要求する。わたしは、証券制度の名前を持つ、抵当法典の部分につき、先決問題を、あわせて要求する。」

リアルは、ジュルダンの批判に反論しつつ、論点の限定を提案する。⁽²⁷⁸⁾

「議論を単純化するために、わたしは、次の二つの問題につき、議論すべきことを提案する。

- 一、共和国全体につき、統一的な抵当制度が存在すべきかどうか。
- 二、存在すべき抵当制度は、抵当権の公示を、その基礎とすべきかどうか。」

これに対して、デモラールは、次の二点につき、論点の限定を提案する。⁽²⁷⁹⁾

「わたしは、論点を次の二点とすべきであると考え。すなわち、共和国全体につき、抵当法典が存在すべきかどうか、抵当制度に証券制度を付加すべきかどうかという点である。」

ルゼは、論点の限定に反対する。

「わたしは、その提案に反対する。…議会在論点を一点に絞ったとすれば、議会は、必然的に、論点を制限することになる。しかし、議会在完全な自由 (la plus grande latitude) を与えることが、必要なのである。

わたしは、諸君が、報告者に対して、草案の問題点をすべて示す手段を与えることを

際には、この四人以外の議員の発言もあったようである。

(277) MU, 15 nivôse an 5.

(278) MU, 15 nivôse an 5.

(279) MU, 15 nivôse an 5.

要求する。そうするためには、全般的な議論こそが、必要である。」

五百人会は、ルゼの提案を採択する。⁽²⁸⁰⁾

五百人会は、レアル乙案の審議を「[[共和暦5年ニヴォーズ]13日(tridiprochain)[1797年1月2日]]」に延期することを決定する。⁽²⁸¹⁾

(23) 1797年1月2日(共和暦5年ニヴォーズ13日)⁽²⁸²⁾

53 五百人会において、レアル乙案(⇒47)の審議がされる。

ルゼが、レアル乙「案に反対する」発言をする。⁽²⁸³⁾⁽²⁸⁴⁾⁽²⁸⁵⁾

五百人会は、レアル乙案の審議を「[[共和暦5年ニヴォーズ]15日(quintidiprochain)[1797年1月4日]]」に延期することを決定する。⁽²⁸⁶⁾

(280) *MU*, 15 nivôse an 5.

(281) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 192; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 432, p. 117.

(282) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 224; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 433, p. 140, N° 435, pp. 166 et s. et N° 436, pp. 177 et s.

香山「構想」は、この日の審議の言及を欠く(9頁参照)。

(283) *Journal des débats*, nivôse an V, N° 436, p. 181.

(284) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 224.

(285) 五百人会は、ルゼの発言の印刷を命じる(*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 224.)。

ところで、以下の表題の文書がある(Cf. *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 304.)。

CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ-CENTS. OPINION DE ROUZET SUR le projet d'un code hypothécaire. Séance du 3 Nivôse, an 5.

この文書の表題においては「共和暦5年ニヴォーズ3日[1796年12月23日]]」と記載されている。しかし、この文書は、1797年1月2日(共和暦5年ニヴォーズ13日)におけるルゼの発言を印刷したものではないかと思われる。本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、共和暦5年ニヴォーズ3日の五百人会で、抵当権についての審議がされた旨の記載がない(Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, pp. 34 et s; *MU*, 6 nivôse an 5; *Journal des débats*, Nivôse an V, N° 426, pp. 21 et s.) こと、1796年12月29日(共和暦5年ニヴォーズ9日)(⇒51)の五百人会においてウサンが「四ヶ月前から」「抵当法典に関する議論」は「延期されたまま」であると発言していること、この文書の内容が明らかに1796年12月31日(共和暦5年ニヴォーズ11日)(⇒52)以降のものであることが、その理由である。したがって、表題の《Séance du 3 Nivôse, an 5.》は、《Séance du 13 Nivôse, an 5.》の誤りと思われる。

この文書の最終頁の末尾には、以下の記載がある。

DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Nivôse, an 5.

(286) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 224; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 436, p. 181.

(24) 1797年1月4日（共和暦5年ニヴォーズ15日）⁽²⁸⁷⁾

54 五百人会において、レアル乙案（⇒47）の審議がされる。

リウー（François- Marie- Joseph RIOU DE KERSALAUN）⁽²⁸⁸⁾⁽²⁸⁹⁾ 及びレアルが⁽²⁹⁰⁾発言をする。

リウーは、レアル乙案を支持することを前提に、審議延期につき、先決問題とすることを要求する。⁽²⁹¹⁾そして、五百人会は、投票により、レアル乙案の審議延期の提案を審議しないことを決定する。⁽²⁹²⁾

続けて、リウーは、次の質問をする。⁽²⁹³⁾

- 「一、共和国全体につき、統一的に採択される抵当法典が存在すべきかどうか。
- 二、抵当法典の基礎は抵当権の公示であるべきかどうか。
- 三、抵当制度に証券制度を付加すべきどうか。」

リウーの質問に対して、レアルは、次のような内容の提案をする。⁽²⁹⁴⁾

「レアルも、区分を求める。かれは、三番目の問題に触れないまま、最初の二つの問題についてのみ、態度を明らかにすることは可能であると述べる。したがって、かれは、三番目の問題と、抵当制度の行政組織に関するすべてのことにつき、その延期を提案する。」

五百人会は、投票により、「共和国全体につき、統一的に採択される抵当法典が

(287) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, pp. 244 et s; *MU*, 16 et 18 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 435, p. 174 et N° 437, p. 195.

香山「構想」9頁参照。

(288) Cf. Tulard, p. 1468; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 150.

(289) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, pp. 244 et s; *MU*, 18 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 437, p. 195.

(290) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 245; *MU*, 18 nivôse an 5.

(291) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 244.

(292) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 244.

(293) *MU*, 18 nivôse an 5.

(294) *MU*, 18 nivôse an 5.

存在すべき」であり、かつ、「抵当法典の基礎は抵当権の公示であるべき」である⁽²⁹⁵⁾ことを採択する。

この決定を受けて、リアルは、次のような内容の発言をする⁽²⁹⁶⁾。

「これら二つの原則に基づくのであれば、もっとも自然な審議の順序は、決議案の最初の八つの節 (les huit premiers chapitres) の検討を要求することに、ほかならない。というのも、これらの節は、もっぱら抵当制度に関するものだからである。」

そして、五百人会は、リアルの「提案を採択した」上で、リアル乙案を審議し、「最初の25の条 (les vingt-cinq premiers articles) を投票により採択する」⁽²⁹⁷⁾。

五百人会は、リアル乙案の審議を「[共和暦5年ニヴォーズ] 21日 (primedi prochain) [1797年1月10日]」に延期することを決定する。それとともに、「五百人会は、…カンパセレスを抵当法典に関する委員会に加える (adjoindre)」⁽²⁹⁸⁾⁽²⁹⁹⁾。

(25) 1797年1月4日(共和暦5年ニヴォーズ15日)から1797年1月10日(共和暦5年ニヴォーズ21日)

55 《委員会》が開催される⁽³⁰⁰⁾。

(295) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 245; *MU*, 18 nivôse an 5.

(296) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 245.

(297) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 245.

1797年1月10日(共和暦5年ニヴォーズ21日)(⇒57)の五百人会において、カンパセレスも、1797年1月4日(共和暦5年ニヴォーズ15日)の五百人会において最初の25の条が採択された旨の発言をしている(*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 333)。

Moniteur universel (18 nivôse an 5.)においては、「五百人会は、抵当法典の最初の八つの節を採択した」と記載されており、ここから、リアル乙案の「最初の八つの節」の条数が25であることが分かる。「最初の八つの節」は「もっぱら抵当制度に関する」部分であるから、これは、リアル甲案第1章を修正した部分(註(219)参照)であると思われる。なお、リアル甲案第1章は七つの節からなり、条数は22である。

(298) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 245; *MU*, 18 nivôse an 5.

(299) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 245.

(300) 1797年1月10日(共和暦5年ニヴォーズ21日)(⇒57)の五百人会において、カンパセレスは、「五百人会の決定は、わたしを、委員会に加えた。わたしは、会議 (ses conférences) に赴いた」と発言している (*MU*, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 297.)。したがって、開催日は不明であるが、カンパセレスが《委員会》の委員に選任された1797年1月4

《委員会》において、1797年1月4日（共和暦5年ニヴォーズ15日）（⇒54）の五百人会において「採択された最初の25の条の…再検討（nouvel examen）」⁽³⁰¹⁾がされる。

56 《委員会》は、「修正リアル乙案」⁽³⁰²⁾（⇒57）を完成させる。

(26) 1797年1月10日（共和暦5年ニヴォーズ21日）⁽³⁰³⁾

57 五百人会において、リアル乙案（⇒47）⁽³⁰⁴⁾を修正したもの（本稿においては、これを「修正リアル乙案」という。）⁽³⁰⁵⁾の審議⁽³⁰⁶⁾がされる。

日（共和暦5年ニヴォーズ15日）（⇒54）から、1797年1月10日までの、いずれかの日に、《委員会》が開催されたことになる。

この間における、《委員会》の開催回数を明らかにすることはできなかった。

(301) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 333.

引用部分は、1797年1月10日（共和暦5年ニヴォーズ21日）（⇒57）の五百人会における、カンパセレスの発言内容の一節である。

(302) 修正リアル乙案の正確な完成日を明らかにすることはできなかった。もともと、リアル乙案の最終審議日は1797年1月4日（共和暦5年ニヴォーズ15日）（⇒54）であるから、修正リアル乙案完成日は1797年1月4日以後になる。また、1797年1月10日（共和暦5年ニヴォーズ21日）（⇒57）の五百人会で審議されたものは修正リアル乙案である（註（304）参照）から、修正リアル乙案完成日は1797年1月10日以前である。したがって、修正リアル乙案完成日は、1797年1月4日から1797年1月10日までの、いずれかの日になる。

(303) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, pp. 333 et s; *MU*, 22 et 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, pp. 297 et s.

香山「構想」9頁参照。

(304) すでに1797年1月4日（共和暦5年ニヴォーズ15日）（⇒54）に採択された条が再び審議されたということは、この日の五百会で審議の対象となったものは、リアル乙案ではなく、修正されたリアル乙案（すなわち、修正リアル乙案）ということになる。

正確な日付を明らかにすることはできなかったが、修正リアル乙案の提出日は、必然的に、1797年1月4日から1797年1月10日までの、いずれかの日であろう（⇒56）。

修正リアル乙案については、未見である。

修正リアル乙案につき、それが実際に印刷されたのかどうかを明らかにすることはできなかった。

(305) 未見である（註（304）参照）ため、修正リアル乙案の内容については不知であるが、すでに1797年1月4日（共和暦5年ニヴォーズ15日）（⇒54）に採択されたリアル乙案1条が再び採択されたということは、少なくとも、修正リアル乙案においては、リアル乙案1条は修正されていたということになる。

リアル甲案に存在する、数多くの条が、リアル丙案において削除されている（註（255）②参照）が、多くの条の削除が、修正リアル乙案においてされた可能性も、否定できない。しかし、修正リアル乙案の完成期間（⇒56）に鑑みると、この短期間のうちに、そのような大修正がされたとは考えにくい。したがって、修正リアル乙案は、リアル乙案に若干の修正等をしたものにすぎないと思われる。

修正リアル乙案が審議された、1797年1月14日の五百人会（⇒58）において、リアル甲案39条、

カンパセレス⁽³⁰⁷⁾、ルゼ⁽³⁰⁸⁾、リアル及びワード⁽³⁰⁹⁾が発言をする。
カンパセレスは、発言の最後に、次のように発言する。⁽³¹¹⁾

「草案は、それ自体悪いものではない (bon en soi) が、修正が必要である。したがって、わたしは、最初の条から草案の手直しをし、議論がされることを要求する。」

ルゼによる修正リアル乙案批判の後、リアルは修正リアル乙案1条を、二度、朗読し、五百人会は、この条を採択する。⁽³¹²⁾

ワードの発言後、五百人会は、修正リアル乙案の審議を「明日」、すなわち1797年1月11日(共和暦5年ニヴォーズ22日)に延期するとともに、その審議でのワードの発言を認める。⁽³¹⁴⁾

(27) 1797年1月14日(共和暦5年ニヴォーズ25日)⁽³¹⁵⁾

58 五百人会において、修正リアル乙案(⇒57)の審議がされる。

40条及び41条が「草案印刷後」に「修正」されたことが明らかにされている(註(255)①参照)。理論的には、この修正は、リアル乙案においてされた可能性と、修正リアル乙案においてされた可能性とが、ある。

(306) MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 297.

(307) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 333; MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, pp. 297 et s.

(308) MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 298.

(309) MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 297 et p. 298.

(310) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 334; MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 298.

(311) MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 298.

(312) MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 298.

(313) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 334; MU, 23 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 443, p. 298.

本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、1797年1月11日(共和暦5年ニヴォーズ22日)の五百人会で、修正リアル乙案の審議がされた旨の記載はない(Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an IV, pp. 349 et s.; MU, 24 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an IV, N° 444, pp. 311 et s. et N° 445, pp. 321 et s.)。

(314) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 334.

(315) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 403; MU, 26 et 28 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 386.

香山「構想」9頁参照。

ワード⁽³¹⁶⁾、リアル及びウサン⁽³¹⁷⁾が発言⁽³¹⁸⁾をする⁽³¹⁹⁾。

リアルが「明後日」⁽³²⁰⁾、すなわち1797年1月16日（共和暦5年ニヴォーズ27日）の審議再開を要求し、ウサンの発言後、五百人会は、これを受けて、修正リアル乙案の審議を「明後日」⁽³²¹⁾に延期することを決定する。

(28) 1797年1月14日（共和暦5年ニヴォーズ25日）から1797年1月16日（共和暦5年ニヴォーズ27日）⁽³²²⁾

59 《委員会》は、「再修正リアル乙案」(⇒60)を完成させる。

(29) 1797年1月16日（共和暦5年ニヴォーズ27日）⁽³²³⁾

60 五百人会において、修正リアル乙案(⇒57)を、さらに修正したもの（本稿においては、これを「再修正リアル乙案」⁽³²⁴⁾⁽³²⁵⁾という。）の審議がされる。

(316) MU, 28 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 386.

(317) MU, 28 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 386.

(318) MU, 28 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 386.

(319) この日の審議の一部につき、註(255)①参照。

(320) レアルは併せてワードの発言の印刷を求め、五百人会もそれを認める(MU, 28 nivôse an 5)。しかし、五百人会の命令により、ワードの発言が印刷されなかった文書については、これを見出すことができなかった。したがって、本稿執筆にあたり、それを参照することができなかった。

(321) MU, 28 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 386.

(322) 再修正リアル乙案の正確な完成日を明らかにすることはできなかった。もっとも、修正リアル乙案の最終審議日は1797年1月14日（共和暦5年ニヴォーズ25日）(⇒58)であるから、再修正リアル乙案完成日は1797年1月14日以後になる。また、1797年1月16日（共和暦5年ニヴォーズ27日）(⇒60)の五百人会で審議されたものは再修正リアル乙案である（註(324)参照）から、再修正リアル乙案完成日は1797年1月16日以前である。したがって、再修正リアル乙案完成日は、1797年1月14日から1797年1月16日までの、いずれかの日になる。

(323) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 470; MU, 28 et 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 447, p. 363 et N° 449, pp. 394 et 5. 香山「構想」は、この日の審議の言及を欠く（9頁）。

(324) すでに1797年1月10日（共和暦5年ニヴォーズ21日）(⇒57)に採択された条が再び審議されたということは、この日の五百人会で審議の対象となったものは、修正リアル乙案ではなく、再度修正された修正リアル乙案（すなわち、再修正リアル乙案）ということになる。

正確な日付を明らかにすることはできなかったが、再修正リアル乙案の提出日は、必然的に、1797年1月14日（共和暦5年ニヴォーズ25日）から1797年1月16日までの、いずれかの日になる(⇒59)。

再修正リアル乙案については、未見である。

レアル⁽³²⁶⁾、ウード⁽³²⁷⁾、ベフロワ⁽³²⁸⁾及びチボー⁽³²⁹⁾が発言をする。

レアルは、逐条審議を要求して、修正レアル乙案1条を朗読する。朗読に先立ち、かれは次のように発言する。⁽³³⁰⁾

「同僚であるカンパセレスや、その他の議員ら(membres)により様々に批判された条文は、[すでに]修正されている。」

ウードは、審議に先立ち、再修正レアル乙案の印刷を求める。⁽³³¹⁾かれは次のように発言する。

「委員会は、旧条文に変えて、新条文を設けることを提案するが、わたしは、その新条文が印刷され、議会で配布されることを求める。」

「ある議員[ウード]の提案に基づき、五百人会は、委員会が若干の修正(quelques changemens)が必要であると考えた、抵当法典に関する決議案(les articles du projet de résolution)⁽³³²⁾が印刷され、かつ配布されることを決定する」。

この日の審議において、ウードが再修正レアル乙案の印刷及び配布を求めたということは、必然的に、再修正レアル乙案の印刷及び配布がされていなかったことを意味するものと思われる。

(325) 未見である(註(324)参照)ため、再修正レアル乙案の内容については不知であるが、すでに1797年1月10日(共和暦5年ニヴォーズ21日)(⇒57)に採択された修正レアル乙案1条が再審議されたということは、少なくとも、再修正レアル乙案においては、修正レアル乙案1条は修正されていたということになる。

レアル甲案に存在する、数多くの条が、レアル丙案において削除されている(註(255)②参照)が、多くの条の削除は、再修正レアル乙案においてされた可能性も、否定できない。しかし、再修正レアル乙案の完成期間(⇒59)に鑑みると、この短期間のうちに、そのような大修正がされたとは考えにくい。したがって、再修正レアル乙案は、修正レアル乙案に若干の修正等をしたものにすぎないと思われる。

(326) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 394 et p. 395.

(327) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 394.

(328) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, pp. 394 et s.

(329) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 395.

(330) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 394.

(331) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 394.

(332) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 470.

五百人会における、この日の決定に基づき、「印刷され」た「抵当法典に関する決議案」が、

逐条審議の提案につき、ベフロワは反対の、チボーは賛成の立場を表明するが、⁽³³³⁾ 五百人会は、逐条審議を「満場一致で」承認する。

議会の承認を得て審議は再開されるが、最終的に、この日の審議において、再修正リアル乙案は《委員会》に差し戻される。その経緯につき、次のように記載されている。⁽³³⁴⁾

「報告者〔リアル〕は、第1条を読み上げる。その条は、抵当制度の定義を含むものである。

複数の議員が、不完全であり、かつ不十分であるとして、この条を批判する。

議会は、その条につき、委員会の再検討 (nouvel examen) を求める。

議会は、複数の議員が異論を呈した、他の複数の条についても、同様の措置を求め⁽³³⁵⁾る。」

そして、リアルは、次のような内容の発言をする。⁽³³⁶⁾

「報告者〔リアル〕は、草案に反対する議員らが委員会審議に参加することを求める。」

審議は「〔共和暦5年ニヴォーズ〕29日 (nonidi prochain) [1797年1月18日]]⁽³³⁷⁾⁽³³⁸⁾に延期される。

リアル丙案掲載文書に掲載された「決議案」であると思われる (⇒63)。もっとも、リアル丙案掲載文書に掲載された「決議案」は、再修正リアル乙案を修正したもの (⇒61・62) であり、再修正リアル乙案ではないと推測される (註(352)参照)。

(333) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 395.

(334) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 395.

(335) もっとも、*Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*においては、「複数の…条が再検討のために委員会に差し戻された」との記載がある一方、「複数の条は採択された」との記載もある。

(336) MU, 29 nivôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 449, p. 395.

(337) *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, p. 470.

本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、1797年1月18日(共和暦5年ニヴォーズ29日)の五百人会で、《委員会》提出決議案の審議がされた旨の記載はない (Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents*, nivôse an V, pp. 479 et s; MU, 1^{er} et 2 pluviôse an 5; *Journal des débats*, nivôse an V, N° 452, pp. 439 et s.)。

(30) 1797年1月16日(共和暦5年ニヴォーズ27日)から1797年2月18日(共和暦5年ブリュヴィオーズ30日)

61 《委員会》が開催される。⁽³³⁹⁾

《委員会》においては、1797年1月16日(共和暦5年ニヴォーズ27日)の五百人会(⇒60)におけるレアルの要求に応じて、「草案に反対した複数の議員(plusieurs des membres qui avoient présenté des observations)⁽³⁴⁰⁾」が参集する。

参集した議員は、ワード、ブリュテル(Charles-Auguste-Esprit-Rose BLUTEL)⁽³⁴¹⁾、サラマン(André SALAMAN)⁽³⁴²⁾、ベルジエ、エルマン(Jean-Frédéric HERMANN)⁽³⁴³⁾、ウサン等である。⁽³⁴⁴⁾

62 《委員会》は、レアル丙案(⇒63)を完成させる。⁽³⁴⁵⁾

(338) ベルジエは、ベルジエ草案掲載文書において、「共和暦5年ブリュヴィオーズ11日」(1797年1月30日)の五百人会で、レアルが発言をしたと記載する(註(249)参照)。しかし、本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、この日の五百人会で、レアルが報告をした旨の記載はない(Cf. *Procès-verbal des séances du conseil des cinq-cents, pluviôse an V*, pp. 179 et s.; *MU*, 14 pluviôse an 5; *Journal des débats, pluviôse an V*, N° 465, pp. 193 et s.)。おそらく、これは、「共和暦5年ニヴォーズ11日[1796年12月31日]」の誤りであると思われる。もっとも、前述したように、共和暦5年ニヴォーズ11日においても、レアルの報告はされていないものと思われる(註(249)参照)。

(339) *Projet de résolution par Réal*, p. 2.

開催日は不明であるが、1797年1月16日(共和暦5年ニヴォーズ27日)(⇒60)から、レアル丙案掲載文書が印刷される日(⇒63)までの、いずれかの日に、《委員会》が開催されている。そして、レアル丙案掲載文書は1797年2月18日(共和暦5年ブリュヴィオーズ30日)以前に印刷されている(註(346)参照)ので、《委員会》開催日は、1797年1月16日から1797年2月18日までの、いずれかの日になる。

この間における、《委員会》の開催回数を明らかにすることはできなかった。

前述したように、レアル丙案掲載文書に掲載された「事前考察」は1797年1月30日(共和暦5年ブリュヴィオーズ11日)の五百人会においてレアルがした報告であるという可能性も否定できない(註(249)参照)。かりに、この理解が正当であるとすれば、1797年1月30日以前に《委員会》が開催されていたことになるので、《委員会》開催日は、1797年1月16日から1797年1月30日までの、いずれかの日になる。

(340) *Projet de résolution par Réal*, p. 2.

(341) Cf. Caratini, p. 102; *Dictionnaire des parlementaires*, t. 1, p. 350.

(342) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 5, p. 255.

(343) Cf. *Dictionnaire des parlementaires*, t. 3, p. 345.

(344) *Projet de résolution par Réal*, p. 2, note (1).

「等(etc)」と記載されているので、本文で記載した以外の議員も参集したことになる。しかし、その議員の名前を明らかにすることはできなかった。

(345) レアル丙案の正確な完成日を明らかにすることはできなかった。もっとも、再修正レアル乙

(31) 1797年1月20日(共和暦5年ブリュヴィオーズ1日)から1797年2月18日
(共和暦5年ブリュヴィオーズ30日)

63 次の表題の文書が印刷される。⁽³⁴⁷⁾⁽³⁴⁸⁾

*CORPS LÉGISLATIF. CONSEIL DES CINQ- CENTS. PROJET DE
RÉSOLUTION SUR LA PUBLICITÉ DES HYPOTHÈQUES, PRÉSENTÉ AU
NOM D'UNE COMMISSION SPÉCIALE, PAR RÉAL, député de l'Isère.*

この文書には、「事前考察」⁽³⁴⁹⁾と、全54条からなる「決議案」⁽³⁵¹⁾が掲載されているが、この「決議案」は、1797年1月16日(共和暦5年ニヴォーズ27日)(⇒60)の決定に基づき、印刷されたものと思われる(本稿においては、この「決議案」を「リアル丙案」⁽³⁵²⁾⁽³⁵³⁾という。)⁽³⁵⁴⁾⁽³⁵⁵⁾。

案の《委員会》への差し戻し日が1797年1月16日(共和暦5年ニヴォーズ27日)(⇒60)であるから、リアル丙案完成日は1797年1月16日以後になる。また、リアル丙案掲載文書は1797年2月18日(共和暦5年ブリュヴィオーズ30日)以前に印刷されている(註(346)参照)ので、リアル丙案完成日は1797年2月18日以前である。したがって、リアル丙案完成日は、1797年1月16日から1797年2月18日までの、いずれかの日になる。

(346) レアル丙案掲載文書の正確な印刷日を明らかにすることはできなかった。もっとも、この文書は「共和暦5年ブリュヴィオーズ」(1797年1月20日から1797年2月18日)に印刷されたものである(註(348)参照)から、リアル丙案掲載文書印刷日は、共和暦5年ブリュヴィオーズの初日である1797年1月20日から、共和暦5年ブリュヴィオーズの最終日である1797年2月18日までの、いずれかの日になる。

前述したように、リアル丙案掲載文書に掲載された「事前考察」は1797年1月30日(共和暦5年ブリュヴィオーズ11日)の五百人会においてリアルがした報告であるという可能性も否定できない(註(249)参照)。かりに、この理解が正当であるとすれば、リアル丙案掲載文書印刷日は、1797年1月30日から1797年2月18日までの、いずれかの日になる。

(347) *Projet de résolution par Réal*. Cf. *Journal des débats*, pluviôse an V, N° 479, p. 436.

(348) この文書の最終頁の末尾には、以下の記載がある。

DE L'IMPRIMERIE NATIONAL. Pluviôse, an V.

(349) レアル丙案掲載文書には、この文書の完成時の《委員会》の委員の名前は記載されていない。

(350) *Projet de résolution par Réal*, pp. 1 et s.

(351) *Projet de résolution par Réal*, pp. 11 et s.

(352) レアル丙案の内容については、香山「構想」23頁以下註(67)参照。

リアル丙案の内容は、1797年1月16日(共和暦5年ニヴォーズ27日)から1797年2月18日(共和暦5年ブリュヴィオーズ30日)までのいずれかの日に開催された《委員会》(⇒61)での審議を反映させたものであり、再修正リアル乙案(⇒60)の内容とは異なるものと推測される(註(332)参照)。

リアル丙案の目次は以下である。

（未完）

-
- 第1節 先取特権及び抵当権（第1条－第4条）
第2節 将来の抵当権の保存のための登記（第5条－第18条）
第3節 登記の方法（第19条－第27条）
第4節 不確定抵当権（第28条－第39条）
第5節 登記の抹消（第40条・第41条）
第6節 不動産（biens immeubles）返還請求（第42条・第43条）
第7節 経過規定 この法律の公布以前に取得された抵当権の登記（第44条－第54条）
- (353) レアル丙案は、香山「構想」における「レアル抵当権草案」（23頁及び23頁以下註（67）参照）のことである（⇒1）が、香山「構想」は、「レアル抵当権草案」はレアル乙案を対象とする報告の「直前に」「提出」されたと記載する（23頁）。しかし、前述したように、これは誤りである（註（257）参照）。
- (354) レアル甲案の条数が220である（⇒38）のに対して、レアル丙案の条数は54条である。この条数の相違は、前述したように、主として、レアル丙案が、レアル甲案に存在する、濛除に関する規定、強制的所有権移転に関する規定、抵当権保存所に関する規定及び抵当証券に関する規定を含まないことに由来する（註（255）②参照）が、問題は、これらの削減が、どの段階においてされたのかという点である。前述したように、レアル乙案には、レアル丙案において存在しない、これらの規定が存在したものと推測することができる（註（255）②参照）。また、修正レアル乙案はレアル乙案に若干の修正等を、再修正レアル乙案は修正レアル乙案に若干の修正等をしたものにすぎないものと思われる（註（305）及び註（325）参照）。したがって、これらの条の削減は、レアル丙案において、されたものと推測される。
- (355) レアル丙案は、このようにして完成するのだが、本稿の執筆にさいして用いることができた、いずれの資料においても、レアル丙案が、五百人会において審議された旨の記載はない。